

16

国民年金の保険料の免除の手続きはどうすればよいですか？

市区町村の国民年金担当課（窓口）に所定の書類を提出してください。

市区町村の国民年金担当課（窓口）に所定の書類を提出してください（免除申請用紙と記入例は市区町村役場にあります）。

申請理由を細かくたずねられる場合がありますが、具体的に答えてください。

また、認められるかどうかはすぐにわからない場合も多いので、申請しても免除にならないとの通知があった場合には、保険料を納付することになります。認められない場合とは、世帯全員の前年の収入が国の免除基準を超えている場合、本年の収入の状況を前年と比較して、特に免除になるような経済的な理由がないなどの場合です。

提出された申請書は、年金事務所で審査されます。その結果は、約2～3か月で本人あてに通知されることになっています。